

○経済産業省令第 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第七条第一号、第十一条第二項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第二十七条の二及び第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 総則（第一条―第一条の七）

第二章～第十四章 「略」

附則

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火

薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。

）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 「略」

目次

第一章 総則（第一条―第一条の六）

第二章～第十四章 「略」

附則

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火

薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。

）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 「略」

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七〇二十八 「略」

2・3 「略」

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七〇二十八 「略」

2・3 「略」

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は

、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、  
第四号の二、第六号及び第十号から第十三号ま  
での規定を準用するほか、次の各号に掲げるも  
のとする。

一 「略」

二 前条第一項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙  
火を貯蔵する場合には、次のイからニまでに  
定めるところによること。

イ がん具煙火を貯蔵する場所の周囲の壁及  
び天井並びに建築物の二階以上に設ける場  
合にあつては床は、厚さ十センチメートル  
以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十九セ  
ンチメートル以上の補強コンクリートブロ

、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、  
第六号及び第十号から第十三号までの規定を準  
用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 前条第一項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙  
火を貯蔵する場合には、次に掲げるところに  
よる場所においてすること。

イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以  
上に設ける場合にあつては床は、厚さ十セ  
ンチメートル以上の鉄筋コンクリート造り  
又は厚さ二十センチメートル以上の補強コ  
ンクリートブロック造りとすること。

ツク造とすること。

ロ がん具煙火を貯蔵する場所の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ がん具煙火を貯蔵する場所には、窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ がん具煙火を貯蔵する場所には、自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(1)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除

ロ 入口の扉は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。

ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ 自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(1)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する

く。）には、次のイからトまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

ロ 建築物の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根には、火災を防止するための措置を講じ、天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

場合を除く。）には、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすることを。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根

---

ニ 建築物の内面には、火薬類の落下、衝突

その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。

ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

ホ 建築物の床面には、できるだけ鉄類を表わさないこと。

---

が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

〔新設〕

---

へ・ト 「略」

三の二 前条第一項の表(1)ハの規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号へ及びトの規定によるほか、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さ

二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造

とし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、内開きの防火扉と

し、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬、工業雷管又は電気雷管

ホ・へ 「略」

三の二 前条第一項の表(1)ハの規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さ

二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造

りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防

火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆

---

を貯蔵する場合には、当該爆薬、工業雷管又は電気雷管の一部が爆発したときに当該建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置を講ずること。

〔削る〕

薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

二 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の

外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以

〔削る〕

〔削る〕

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を

上に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

ヘ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を

有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ 「略」

ハ 設備の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

ニ・ホ 「略」

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)まで

有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ 「略」

ハ 設備の内面は、板張りとすること。

ニ・ホ 「略」

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)まで

の規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号イからホまでの規定によるほか、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 「略」

ロ 設備は、盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカー又はこれと同等程度に盗難を防止するための措置を講じた堅固な構造を有するものとする事。

「削る」

の規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 「略」

ロ 設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする事。

ハ 設備の扉とびらは、厚さ一・六ミリメートル

以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度

ハ 設備内に棚を設ける場合には、棚は、落下を防止するための措置を講じた堅固な構造とし、その表面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

ニ 設備には、火薬類が爆発し、又は発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔を設け、排気孔には、盗難を防止するための措置を講ずること。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ニ 設備内に棚を設け、棚は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚の落下を防止する措置を講ずること。

ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で熔融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し、盗難を防止するための措置を講ずること。

(貯蔵上の取扱い)

第二十一条 火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号及び第八号の二、信号炎管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号及び第八号の二(

五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し、施錠すること。

(貯蔵上の取扱い)

第二十一条 火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号(一級火薬庫においてする煙火の

---

一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）  
並びに第十一号から第十三号まで、導火線又は  
電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十  
三号までの規定については、この限りでない。

一 「略」

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又  
は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

三 「略」

三の二 火薬庫は、火薬類の貯蔵以外の目的の  
ために使用しないこと。

四 火薬庫内には、鉄類若しくはそれらを使用  
した器具（チェーンブロック、天井クレーン  
、ローラコンベアその他の搬出入作業に用い

---

貯蔵を除く。）及び第十一号から第十三号まで  
、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第  
八号から第十三号までの規定については、この  
限りでない。

一 「略」

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又  
は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

三 「略」

三の二 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使  
用しないこと。

四 火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそ  
れらを使用した器具（チェーンブロック、天  
井クレーン、ローラコンベア等）の搬出入作業

られる器具であつて火薬類に摩擦又は衝動を与えないような構造のもの及び第四条第一項第二十七号の運搬車を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

四の二 電流により作動する機構を持つ火工品を貯蔵する火薬庫内には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合には、当該火工品が爆発し、又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

五 火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定められた安全な履物を使用し、土足で出入りしない

に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「搬出入装置」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

〔新設〕

五 火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定められた安全な履物を使用し、土足で出入りしない

こと。ただし、火薬類が摩擦により爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

五の二 火薬庫の入口の扉を開ける場合には、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き、開函、小分け又は仕分けの作業をしないこと。ただし、火薬又は爆薬に直接触れない作業であつて、ファイバ板箱の開函その他の安全に当該作業をすることができる場合については、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ

こと。ただし、搬出入装置を有する火薬庫については、この限りでない。

五の二 火薬類の搬出入作業を行う場合には、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ

温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、最高の温度及び最低の温度を計測し、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置を講ずること。ただし、火薬類が温度及び湿度の影響を受けない場合には、通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置については、この限りでない。

八の二 火薬類を収納した容器包装は、荷崩れ

温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、最高最低寒暖計を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下（搬出入装置を使用して貯蔵する場合には四メートル以下）とする

「新設」

せず、安全な搬出入が可能な高さで積むこと。

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。ただし、貯蔵の委託を受けた火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合には、この限りでない。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、当該ニトログリセリンを分

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶

解して除去すること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が漏れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく火薬類を消費し、又は廃棄すること。

十三 「略」

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2 「略」

液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶解し、これにアルコール一リットルを混入したものを注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三 「略」

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2 「略」

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 火薬庫の構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の

分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四 「略」

五 火薬庫に窓を設ける場合には、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

六 火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防止するための措置を講ずること。ただし、火薬

部分にあつては二十センチメートル以上とする

四 「略」

五 窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。

六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の

類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。

七 火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

七の二 火薬庫の床面には、鉄類を表さないこ

高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

〔新設〕

と。

八 火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するとともに、盗難を防止するための措置を講ずること。

九 火薬庫に暖房設備を設ける場合には、暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずるとともに、暖房設備を燃焼しやすい物と隔離すること。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずること。

八 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。

九 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器また

---

十一 火薬庫の屋根の外面には、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防止するための措置を講ずるとともに、小屋組を設ける場合には、爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。

十二 火薬庫には、第三十条に規定する避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

十四 火薬庫の付近には、防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずると

は開閉器は、火薬庫外に設けること。

十一 小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。

十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。

十四 火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、付近には

ともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。

十五・十六 「略」

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次条第四号及び第七号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。

十五・十六 「略」

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 「略」

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

### 三 削除

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でない勾配とし、

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

三 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適切な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でないこう配とし

外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とする<sup>こと</sup>。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面には、覆土の崩壊を防止するための措置を講ずること。

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、

外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とする<sup>こと</sup>。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、

火薬類の爆発の際付近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 「略」

三 建物の外壁と岩壁との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四～六 「略」

七 火薬庫の入口又は火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に第三十一条に規定する土堤を設けることその他火薬類の爆発の際直接の衝動波が突出するおそれがないようにするための措置を講ずること。

「削る」

爆発の際付近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 「略」

三 建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

四～六 「略」

七 火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。

八 火薬庫内を照明する設備を設ける場合には

(地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、

その位置、構造及び設備について、第二十四条

第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六

号並びに前条第四号の規定のほか、次の各号の

規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、

火薬類の爆発の際付近の地下の施設、その施

防爆式の電灯とし、配線は、金属線ぴ工事

金属管工事、がい装ケーブルを使用するケ

ーブル工事等によるものとし、自動遮断器ま

たは開閉器は、火薬庫外に設けること。

(地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、

その位置、構造及び設備について、第二十四条

第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及

び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守ら

なければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、

爆発の際付近の地下の施設、その施設内にお

設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 「略」

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 「略」

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 「略」

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニ

ける従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 「略」

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 「略」

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 「略」

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニ

までに定めるところによること。

イ 「略」

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ニ 「略」

八・九 「略」

十 火薬庫の土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、火薬庫の土かぶりの土には、火

までに定めるところによること。

イ 「略」

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。

ニ 「略」

八・九 「略」

十 土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設

薬庫に付随する設備を含まないものとする。

十一 「略」

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれ

備を含まないものとする。

十一 「略」

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれ

と同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

〔削る〕

二 火薬庫には、できるだけ第三十条に規定する避雷装置を設けること。

三 火薬庫の周囲は、できるだけ第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

四 〔略〕

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構

と同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

一の二 小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外表面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

二 火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。

三 火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。

四 〔略〕

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構

造及び設備について、第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、盗難を防止するための措置を講ずること。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四

造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、盗難を防ぎ得るものとする。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四

---

号から第十一号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

## 二 削除

---

号から第十号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

- 二 小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。
-

---

三 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。

四 火薬庫の入口は、付近の保安物件に対し、危険のおそれがない側に設け、かつ、火薬庫の付近には、消火の活動のために必要な措置

---

三 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。

四 入口は、付近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。

を講ずること。

五 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で囲むこと。

2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 「略」

五 火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。

2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 「略」

(水蓄火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の二 ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁及び底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。

二 火薬庫の屋根には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三 火薬庫には、水位計及び自動給水装置を設置すること。

(水蓄火薬庫の位置、構造および設備)

第二十七条の二 ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれがないこと。

二 火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、水があふれ出ることにより火薬類が流失することを防止するための措置を講ずること。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第三号及び第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。

二 火薬庫の前面の擁壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

四 火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

二 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

三 火薬庫の前面の擁壁に出入口を設けるときは、水が漏れるおそれがない措置を講ずること。

四 火薬庫の出入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分

三 よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。

四 出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分

にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。

二 「略」

「削る」

2 最大貯蔵量十万个以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号の規定を守らなければならぬ

にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。

二 「略」

三 火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。

2 最大貯蔵量十万个以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守ら

い。

一 「略」

二 火薬庫には、窓が設けられていないこと。

三・四 「略」

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留

なければならない。

一 「略」

二 窓が設けられていないこと。

三・四 「略」

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意するこ

意すること。

「削る」

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては十センチメートル以上とすること。

三 削除

と。

一の二 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ二ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

三 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には

四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超

える場合にあつては第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁で囲むこと。

(がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備)

第二十九条 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫は、

約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。

(がん具煙火貯蔵庫および導火線庫の位置、構造および設備)

第二十九条 がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は

その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合には、次の各号の規定によらなければならない。

、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。

(土堤)

第三十一条 火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。

一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交差するような構造とすること。

三 土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁からトンネルの方に引いた全ての直線が必ずト

一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さるような構造とすること。

三 土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さるような構造とすること。

ンネルの壁の線と交差するような構造とすること。

四 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることができる。

四の二 土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる

と。

四 土堤は、四十五度（最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度）より急でない勾配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とすること。

〔新設〕

施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ 煙火火薬庫又は煙火等の製造所の爆発の危険のある工室若しくは火薬類一時置場（以下「煙火火薬庫等」という。） 軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合には、一・五メートル）以上

ロ 煙火火薬庫等以外の火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場 屋頂の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合には、一・五メートル）以上

四の三 土堤の頂部の厚さは、一メートル以上とすること。

〔新設〕

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面には、土堤の崩壊を防止するための措置を講ずること。

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。

(簡易土堤)

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

- 一 簡易土堤は、七十五度より急でない勾配とすること。

(簡易土堤)

第三十一条の二 火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 簡易土堤は、七十五度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上とすること。

一の二 簡易土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ 三級火薬庫 屋頂の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上

ロ 煙火火薬庫等 軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上

一の三 簡易土堤の頂部の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 簡易土堤は、十分な強度を有する側壁板及び支柱を用いて堅固に土留めし、火薬類の爆

〔新設〕

〔新設〕

二 十分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物

発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

(防爆壁)

第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。

(危険のおそれがない場合の特則)

第三十二条 第二十条、第二十一条及び第二十三

となるものを使用すること。

三 頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。

(防爆壁)

第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。

(危険の虞のない場合の特則)

第三十二条 第二十条、第二十一条および第二十

---

条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもって基準とする。

(火薬類取扱所)

第五十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 「略」

---

三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもって基準とする。

(火薬類取扱所)

第五十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 「略」

---

---

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四〇十三 「略」

4 「略」

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれがない方法により行わなければならない。

---

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四〇十三 「略」

4 「略」

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

2 爆発処理又は燃焼処理をする場合（不発弾等を除く。）には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土堤で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。

二〇六 「略」

3・4 「略」

2 前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土堤で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。

二〇六 「略」

3・4 「略」

---

5 不発弾等を爆発処理又は燃烧処理する場合に  
は、第五十一条第一号から第三号まで、第四号  
から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五  
十四条第一号から第八号までのほか、次の各号  
の規定を守らなければならない。ただし、不発  
弾等の解撤により生じる火薬類であつて不発弾  
等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃  
焼処理するときは、第一項及び第二項の規定に  
よることができる。

一〇三 「略」

四 燃烧処理するときは、火炎や飛散物が外部  
へ放出されることのない構造であり、かつ、  
少量ずつ燃烧する装置並びに内圧及び温度を

---

5 不発弾等を爆発処理又は燃烧処理する場合に  
は、第五十一条第一号から第三号まで、第四号  
から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五  
十四条第一号から第八号までのほか、次の各号  
の規定を守らなければならない。ただし、不発  
弾等の解撤により生じる火薬類であつて不発弾  
等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃  
焼処理するときは、第一項第一号及び第二項の  
規定によることができる。

一〇三 「略」

四 燃烧処理するときは、火焰や飛散物が外部  
へ放出されることのない構造であり、かつ、  
少量ずつ燃烧する装置並びに内圧及び温度を

監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五 「略」

6・7 「略」

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 「略」	1 「略」
2 地上式一級火 薬庫の基準	
一、四 「略」	一、四 「略」
五 第二十四条 第五号の火薬	五 火薬庫の窓の設置 の状況並びに直射日
庫の窓	光により火薬類が変

監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五 「略」

6・7 「略」

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 「略」	1 「略」
2 地上式一級火 薬庫の基準	
一、四 「略」	一、四 「略」
五 第二十四条 第五号の火薬	五 火薬庫の窓の設置 の状況を、目視及び
庫の窓	図面により検査し、

---

六 第二十四条  
第六号の地盤  
面からの湿気

---

質し、又は爆発し、  
若しくは発火するこ  
とを防止するための  
措置並びに盗難及び  
火災を防止するため  
の措置の状況を、目  
視、凶面又は巻尺そ  
の他の測定器具を用  
いた測定により検査  
する。

六 火薬庫の床につい  
て、地盤面からの湿  
気を防止するための

---

六 第二十四条  
第六号の搬出  
入装置を有す

---

及び当該窓に係る主  
要な寸法を、巻尺そ  
の他の測定器具を用  
いた測定により検査  
する。

六 搬出入装置を有す  
る火薬庫以外の火薬  
庫の通気孔の設置の

---

を防止するた	めの措置	七 第二十四条	庫の内面
庫の内面	第七号の火薬	七 第二十四条	庫の内面

措置の状況を、目視	、 図面又は巻尺その	他の測定器具を用い	た測定により検査す	る。ただし、火薬類	が湿気により変質す	るおそれがないこと	については、目視、	図面又は記録により	検査する。	七 火薬庫の内面につ	いて、火薬類の落下	、衝突その他これら
-----------	---------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	------------	-----------	-----------

る火薬庫以外	の火薬庫の床	及び通気孔	七 第二十四条	第七号の搬出	入装置を有す
--------	--------	-------	---------	--------	--------

状況を、目視及び図	面により検査し、並	びに床の高さ及び当	該通気孔に係る主要	な寸法を、巻尺その	他の測定器具を用い	た測定により検査す	る。	七 搬出入装置を有す	る火薬庫以外の火薬	庫の内面の材質及び
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----	------------	-----------	-----------

---

---

に類する事象による  
衝撃又は摩擦を緩和  
する建築材料を使用  
していることを、目  
視又は図面により検  
査する。ただし、火  
薬類の落下、衝突そ  
の他これらに類する  
事象による衝撃又は  
摩擦により当該火薬  
類が爆発し、又は発  
火するおそれがない  
ことについては、目

---

---

る火薬庫以外  
の火薬庫の内  
面

床面の状況を、目視  
及び図面により検査  
する。

---

---

九 第二十四条	八 第二十四条 第八号の火薬 庫の換気孔	七の二 第二十 四 条第七号の 二の火薬庫の 床面
------------	-------------------------------	--

九 火薬庫の暖房設備	八 火薬庫の換気孔の 設置の状況及び盗難 を防止するための措 置の状況を、目視又 は図面により検査す る。	七の二 火薬庫の床面 の材料を、目視又は 図面により検査す る。	視、図面又は記録に より検査する。
---------------	---	--	----------------------

九 第二十四条	八 第二十四条 第八号の火薬 庫の換気孔	〔新設〕
------------	-------------------------------	------

九 暖房装置の熱源の	八 火薬庫の換気孔の 設置の状況を、目視 及び図面により検査 する。	〔新設〕
---------------	--	------

第九号の火薬 庫の暖房設備	第十号の火薬 庫の照明設備
------------------	------------------

により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視又は図面により検査する。	十 火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視
---	--

第九号の火薬 庫の暖房装置	第十号の火薬 庫の照明設備
------------------	------------------

種類を、目視により検査する。	十 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。
----------------	---

十一 第二十四 条第十一号の 火薬庫の屋根 及び小屋組	十二・十三 「 略」	十四 第二十四 条第十四号の
--------------------------------------	------------------	-------------------

十一 火薬庫の屋根の 外面及び小屋組の材 質並びに盗難及び火 災を防止するための 措置の状況を、目視 又は図面により検査 する。	十二・十三 「略」	十四 防火のための措 置及び消火の活動の
--	--------------	-------------------------

十一 第二十四 条第十一号の 火薬庫の小屋 組及び屋根	十二・十三 「 略」	十四 第二十四 条第十四号の
--------------------------------------	------------------	-------------------

十一 火薬庫の小屋組 及び屋根の外面の材 質並びに盗難及び火 災を防ぐ構造を、目 視及び図面により検 査する。	十二・十三 「略」	十四 防火設備及び警 戒設備の設置の状況
--	--------------	-------------------------

十六 「略」	防火のための 措置及び消火 の活動のため に必要な措置 並びに警戒設 備	十五 第二十四 条第十五号の 天井裏又は屋 根に講ずる盗 難を防止する ための措置
-----------	---	--

十六 「略」	ために必要な措置並 びに警戒設備の設置 の状況を、目視又は 図面により検査す る。	十五 火薬庫の天井裏 又は屋根に講ずる盗 難を防止するための 措置の状況を、目視 又は図面により検査 する。
-----------	---	---

十六 「略」	防火設備及び 警戒設備	十五 第二十四 条第十五号の 盗難を防止す るための措置
-----------	----------------	---------------------------------------

十六 「略」	を、目視及び図面に より検査する。	十五 火薬庫の天井裏 又は屋根の盗難を防 止するための措置を 、目視、図面等によ り検査する。
-----------	----------------------	---

3 地上覆土式一

級火薬庫の基準

一 第二十四条  
の二において  
準用する第二  
十四条第一号  
、第六号から  
第十号まで、  
第十二号、第  
十四号及び第  
十六号並びに  
第二十五条第  
四号及び第七

一 前項第一号、第六  
号から第十号まで、  
第十二号、第十四号  
及び第十六号並びに  
次項第五号及び第七  
号に掲げる完成検査  
の方法により検査を  
行う。

3 地上覆土式一

級火薬庫の基準

一 第二十四条  
の二において  
準用する第二  
十四条第一号  
、第四号、第  
七号、第九号  
、第十二号、  
第十四号及び  
第十六号並び  
に第二十五条  
第七号及び第

一 前項第一号、第四  
号、第七号、第九号  
、第十二号、第十四  
号及び第十六号並び  
に次項第七号及び第  
八号に掲げる完成検  
査の方法により検査  
を行う。

号に掲げる検

査項目

二・三  
〔略〕

四  
削除

八号に掲げる

検査項目

二・三  
〔略〕

四  
第二十四条

の二第三号の  
搬出入装置を  
有する火薬庫  
以外の火薬庫  
の床、通気孔  
及び換気孔

二・三  
〔略〕

四  
搬出入装置を有す

る火薬庫以外の火薬  
庫の通気孔及び換気  
孔の設置の状況を、  
目視及び図面により  
検査し、並びに床の  
高さ及び当該通気孔  
並びに換気孔に係る  
主要な寸法を、巻尺  
その他の測定器具を

---

五 第二十四条及  
の二第四号及  
び第五号の火  
薬庫の覆土

---

五 火薬庫の覆土の状  
況を、目視及び図面  
により検査し、及び  
当該覆土の勾配及び  
厚さを、巻尺その他  
の測定器具を用いた  
測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の  
勾配及び厚さを満た  
していることが目視

---

---

五 第二十四条  
の二第四号及  
び第五号の火  
薬庫の覆土

---

用いた測定により検  
査する。  
五 火薬庫の覆土の状  
況を、目視及び図面  
により検査し、及び  
当該覆土のこう配及  
び厚さを、巻尺その  
他の測定器具を用い  
た測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の  
こう配及び厚さを満  
たしていることが目

---

薬庫の基準	4 地中式一級火
一 第二十五条 において準用 する第二十四 条第六号から 第七号の二ま で、第十号及	

又は図面により容易 に判定できる場合に 限り、目視又は図面 による検査に替える ことができる。	一 第二項第六号から 第七号の二まで、第 十号及び第十六号に 掲げる完成検査の方 法により検査を行 う。
---	---

薬庫の基準	4 地中式一級火
一 第二十五条 において準用 する第二十四 条第七号及び 第十六号に掲 げる検査項目	

視又は図面により容 易に判定できる場合 に限り、目視又は図 面による検査に替え ることができる。	一 第二項第七号及び 第十六号に掲げる完 成検査の方法により 検査を行う。
--	--

目 掲げる検査項 び第十六号に	二〇七 「略」 「削る」	5 地下式一級火 薬庫の基準	一 第二十五条 の二において
-----------------------	-----------------	-------------------	-------------------

目 掲げる検査項 び第十六号に	二〇七 「略」 「削る」	5 地下式一級火 薬庫の基準	一 第二項第六号から 第七号の二まで、第
-----------------------	-----------------	-------------------	-------------------------

目 掲げる検査項 び第十六号に	二〇七 「略」 「削る」	5 地下式一級火 薬庫の基準	一 第二十五条 の二において
-----------------------	-----------------	-------------------	-------------------

目 掲げる検査項 び第十六号に	二〇七 「略」 「削る」	5 地下式一級火 薬庫の基準	一 第二項第七号及び 第十六号並びに第四
-----------------------	-----------------	-------------------	-------------------------

一 第二十六条	6 地上式二級火 薬庫の基準	二〇十 「略」	項目 に掲げる検査 十五条第四号 号並びに第二 号及び第十六 二まで、第十 から第七号の	準用する第二 十四条第六号
---------	-------------------	---------	--	------------------

一 第二項第一号、第		二〇十 「略」	う。 法により検査を行 掲げる完成検査の方 びに第四項第五号に	十号及び第十六号並
------------	--	---------	--	-----------

一 第二十六条	6 地上式二級火 薬庫の基準	二〇十 「略」	げる検査項目 び第八号に掲 五条第四号及 並びに第二十	準用する第二 十四条第七号
---------	-------------------	---------	--------------------------------------	------------------

一 第二項第一号、第		二〇十 「略」	う。 方法により検査を行 に掲げる完成検査の	項第五号及び第八号
------------	--	---------	------------------------------	-----------

---

第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	第二十六条
---	-------

---

四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 火薬庫の構造、材
--	------------

---

---

第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	第二十六条
---	-------

---

四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 火薬庫の構造、材
--	------------

---

五〇七	〔略〕	第一項第一号 の火薬庫の構 造	三及び四 削除	〔削る〕
-----	-----	-----------------------	------------	------

五〇七	〔略〕	質並びに盗難及び火 災を防止するための 措置の状況を、目視 及び図面により検査 する。	三及び四 削除	〔削る〕
-----	-----	---	------------	------

五〇七	〔略〕	第一項第一号 の火薬庫の構 造	三 削除	四 第二十六条 第一項第一号 の二の火薬庫 の小屋組及び 屋根
-----	-----	-----------------------	---------	--

五〇七	〔略〕	質並びに盗難及び火 災を防ぐ措置の状況 を、目視及び図面に より検査する。	三 削除	四 火薬庫の小屋組及 び屋根の外面の材質 並びに盗難及び火災 を防ぐ構造を、目視 及び図面により検査 する。
-----	-----	--	---------	--

7	地中式二級火 薬庫の基準
一	第二十六条
二	第二十六條

一	第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二	火薬庫に講ずる盗

7	地中式二級火 薬庫の基準
一	第二十六条
二	第二十六條

一	第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二	火薬庫の盗難を防

第二項第一号	の火薬庫の構造	三 第二十六条	第二項第二号	の穴を掘つて	八 地上式三級火薬庫の基準	一 第二十七条	第一項におい
--------	---------	---------	--------	--------	---------------	---------	--------

難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。	三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘つて設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。	一 第二項第四号から第十号まで、第十
--------------------------------	--	--------------------

第二項第一号	の火薬庫の構造	三 第二十六条	第二項第二号	の穴を掘つて	八 地上式三級火薬庫の基準	一 第二十七条	第一項におい
--------	---------	---------	--------	--------	---------------	---------	--------

ぐ構造を、目視及び図面により検査する。	三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘つて設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。	一 第二項第四号から第十号まで、第十五
---------------------	--	---------------------

て準用する第	二十四条第四	号から第十一	号まで、第十	五号及び第十	六号に掲げる	検査項目	二 「略」	三 削除
五号及び第十六号に	掲げる完成検査の方	法により検査を行	う。				二 「略」	三 削除
て準用する第	二十四条第四	号から第十号	まで、第十五	号及び第十六	号に掲げる検	査項目	二 「略」	三 第二十七条 第一項第二号 の火薬庫の小 屋組及び屋根
号及び第十六号に掲	げる完成検査の方法	により検査を行う。					二 「略」	三 火薬庫の小屋組及 び屋根の材質並びに 盗難を防ぐ構造を、 目視及び図面により 検査する。

四	〔略〕		
五	第二十七条	第一項第四号	の火薬庫の入口
六	〔略〕		
九	地中式三級火薬庫の基準		
一	第二十七条		
	第二項において準用する第二十四条第六		

四	〔略〕		
五	火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、目視又は図面により検査する。		
六	〔略〕		
一	第二項第六号から第七号の二まで及び第十六号、第四項第二号から第五号まで		

四	〔略〕		
五	第二十七条	第一項第四号	の火薬庫の入口
六	〔略〕		
九	地中式三級火薬庫の基準		
一	第二十七条		
	第二項において準用する第二十四条第七		

四	〔略〕		
五	火薬庫の入口及び注水設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		
六	〔略〕		
一	第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前		

基準	10 水蓄火薬庫の	二・三	号から第七号
		〔略〕	の二まで及び
			第十六号、第
			二十五条第一
			号から第四号
			まで及び第七
			号並びに第二
			十七条第一項
			第三号に掲げ
			る検査項目
		二・三	及び第七号並びに前
		〔略〕	項第四号に掲げる完
			成検査の方法により
			検査を行う。

基準	10 水蓄火薬庫の	二・三	号及び第十六
		〔略〕	号、第二十五
			条第一号から
			第四号まで及
			び第七号並び
			に第二十七条
			第一項第三号
			に掲げる検査
			項目
		二・三	項第四号に掲げる完
		〔略〕	成検査の方法により
			検査を行う。

<p>二 第二十七号の</p>	<p>一 第二十七条 の二第一号の 火薬庫の壁及 び底面</p>
-----------------	--

<p>二 第二十七号の の二第二号の</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底 面の材質並びに火薬 庫の壁及び底面が堅 固で、かつ、水が漏 れるおそれがないこ とを、目視及び図面 により検査し、及び 当該壁及び底面の厚 さを、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。</p>
----------------------------	---

<p>二 第二十七号の</p>	<p>一 第二十七条 の二第一号の 火薬庫の壁及 び底面</p>
-----------------	--

<p>二 第二十七号の の二第二号の</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底 面の材質並びに水も れを防ぐ措置の状況 を、目視及び図面に より検査し、及び当 該壁及び底面の厚さ を、巻尺その他の測 定器具を用いた測定 により検査する。</p>
----------------------------	--

火薬庫の屋根	三 「略」	四 第二十七条 の二第四号の 火薬類が流失 することを防 止するための 措置
--------	----------	--

防止するための措置 の状況を、目視又は 図面により検査す る。	三 「略」	四 火薬類が流失する ことを防止するため の措置の状況を、目 視又は図面により検 査する。
--	----------	--

火薬庫の屋根	三 「略」	四 第二十七条 の二第四号の 火薬庫の流出 口等
--------	----------	--------------------------------------

難を防ぐ構造を、目 視及び図面により検 査する。	三 「略」	四 火薬庫に設けられ ているあふれ出る水 の流出口及び当該流 出口に設置されてい る沈殿槽の設置の状 況並びに火薬類を流 失させない措置の状 況を、目視及び図面
--------------------------------	----------	--

11 横穴式水蓄火 薬庫の基準	一 「略」	二 第二十七条 の三第一号の 火薬庫の内面	三 第二十七条 の三第二号の 火薬庫の前面 の擁壁
-----------------------	----------	--------------------------------	---------------------------------------

一 「略」	二 火薬庫の内面が堅 固で、かつ、水が漏 れるおそれがないこ とを、目視及び図面 により検査する。	三 火薬庫の前面の擁 壁の材質及び構造を 、目視により検査す る。
----------	--	---

11 横穴式水蓄火 薬庫の基準	一 「略」	二 第二十七条 の三第一号の 火薬庫の内面	三 第二十七条 の三第二号の 火薬庫の前面 のよう壁
-----------------------	----------	--------------------------------	--

一 「略」	二 火薬庫の内面の構 造及び水もれを防ぐ 措置の状況を、目視 及び図面により検査 する。	三 火薬庫の前面のよ う壁の材質及び構造 を、目視により検査 する。	により検査する。
----------	---	--	----------

基準	12 実包火薬庫の 置	四 第二十七条 の三第三号の 火薬庫の前面 の擁壁の出入 口	四 火薬庫の前面の擁 壁に設けられた出入 口の水漏れを防ぐ措 置の状況を、目視に より検査する。
		五 第二十七条 の三第四号の 火薬庫に講ず る盗難を防止 するための措 する。	五 火薬庫の出入口に 講ずる盗難を防止す るための措置の状況 を、目視により検査 する。
基準	12 実包火薬庫の	四 第二十七条 の三第三号の 火薬庫の前面 のよう壁の出 入口	四 火薬庫の前面のよ う壁に設けられた出 入口の水もれを防ぐ 措置の状況を、目視 により検査する。
		五 第二十七条 の三第四号の 火薬庫の盗難 防止の措置	五 火薬庫の出入口の 盗難防止の措置の状 況を、目視により検 査する。

一	第二十七条 の四第一項の 基準	イ ハ	「略」
二	第二十七条 の四第二項の		「削る」

一	第二十七条 の四第一項の 基準	イ ハ	「略」
二	第二十七条 の四第二項の		「削る」

一	第二十七条 の四第一項の 基準	イ ハ	「略」
二	第二十七条 の四第二項の		「削る」

一	第二十七条 の四第一項の 基準	イ ハ	「略」
二	第二十七条 の四第二項の		「削る」

二 火薬庫の外部の  
点灯設備の有無を  
目視により検査  
する。

基準

イ 第二十七  
条の四第二  
項において  
準用する第  
二十四条第  
一号、第二  
号、第四号  
、第六号か  
ら第十号ま  
で及び第十  
六号に掲げ  
る検査項目

イ 第二項第一号、  
第二号、第四号、  
第六号から第十号  
まで及び第十六号  
に掲げる完成検査  
の方法により検査  
を行う。

基準

イ 第二十七  
条の四第二  
項において  
準用する第  
二十四条第  
一号、第二  
号、第四号  
、第六号か  
ら第十号ま  
で及び第十  
六号並びに  
第二十七条

イ 第二項第一号、  
第二号、第四号、  
第六号から第十号  
まで及び第十六号  
並びに前号二に掲  
げる完成検査の方  
法により検査を行  
う。

四号から第十	条第一号、第	する第二十四	において準用	一 第二十八条	13	」	ロくホ	「略	煙火火薬庫の	基準
--------	--------	--------	--------	---------	----	---	-----	----	--------	----

により検査を行う。	げる完成検査の方法	で及び第十四号に掲	四号から第十二号ま	一 第二項第一号、第			ロくホ	「略」		
-----------	-----------	-----------	-----------	------------	--	--	-----	-----	--	--

七号から第十	条第一号、第	する第二十四	において準用	一 第二十八条	13	」	ロくホ	「略	煙火火薬庫の	基準	の四第一項	第三号に掲	げる検査項	目
--------	--------	--------	--------	---------	----	---	-----	----	--------	----	-------	-------	-------	---

により検査を行う。	げる完成検査の方法	で及び第十四号に掲	七号から第十二号ま	一 第二項第一号、第			ロくホ	「略」						
-----------	-----------	-----------	-----------	------------	--	--	-----	-----	--	--	--	--	--	--



四	〔略〕			
五	削除			
六	〔略〕	14	がん具煙火貯蔵庫及び導火線	庫の基準

四	〔略〕			
五	削除			
六	〔略〕			

四	〔略〕			
五	第二十八条			
	第三号の火薬			
	庫の通気孔			
六	〔略〕	14	がん具煙火貯蔵庫及び導火線	庫の基準

四	〔略〕			
五	通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。			
六	〔略〕			

一	〔略〕
二	第二十九条 第一号の <u>がん</u> <u>具煙火貯蔵庫</u> 又は <u>導火線庫</u> の構造
三	第二十九条 第二号の <u>がん</u> <u>具煙火貯蔵庫</u> 又は <u>導火線庫</u> の入口の扉

一	〔略〕
二	<u>がん具煙火貯蔵庫</u> 又は <u>導火線庫</u> の構造 及び防火の措置を、 目視又は <u>図面</u> により 検査する。
三	<u>がん具煙火貯蔵庫</u> 又は <u>導火線庫</u> の入口 の扉に <u>講ずる盗難を</u> 防止するための措置 の状況を、目視又は <u>図面</u> により検査す る。

一	〔略〕
二	第二十九条 第一号の <u>貯蔵</u> <u>庫</u> の構造
三	第二十九条 第二号の <u>貯蔵</u> <u>庫</u> の入口の扉

一	〔略〕
二	<u>がん具煙火貯蔵庫</u> の構造及び防火の措 置を、目視及び <u>図面</u> により検査する。
三	<u>がん具煙火貯蔵庫</u> の入口の扉の <u>盗難防</u> 止の措置の状況を、 目視及び <u>図面</u> により 検査する。

15 「略」	16 土堤の基準	一 第三十一条 第一号の土堤 の内面の堤脚 から火薬庫、 爆発の危険の ある工室又は 火薬類一時置 場の本屋の外 壁までの距離
15 「略」	16 土堤の基準	一 内面の堤脚から火 薬庫、爆発の危険の ある工室又は火薬類 一時置場の本屋の外 壁までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし ていることが目視に
15 「略」	16 土堤の基準	一 第三十一条 第一号の土堤 の内面の堤脚 から火薬庫ま での距離
15 「略」	16 土堤の基準	一 内面の堤脚から火 薬庫の外壁までの距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が目視により容易に 判定できる場合に限 り、目視による検査

---

二 第三十一条  
第二号の切通  
の出入口を設  
けた土堤の構  
造

三 第三十一条

---

より容易に判定でき  
る場合に限り、目視  
による検査に替える  
ことができる。

二 切通の出入口を通  
して火薬庫、爆発の  
危険のある工室又は  
火薬類一時置場の本  
屋の外壁を見ることが  
できない構造とな  
っていることを、目  
視により検査する。

三 トンネルの出入口

---

---

二 第三十一条  
第二号の切通  
の出入口を設  
けた土堤の構  
造

三 第三十一条

---

に替えることができ  
る。

二 切通の出入口を通  
して火薬庫の本屋を  
見ることができない  
構造となつてい  
ることを、目視により  
検査する。

三 トンネルの出入口

---

---

第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造

四 第三十一条  
第四号の土堤の勾配

---

を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見る  
ことができない構造となつて  
いることを、目視により検査する。

四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、

---

---

第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造

四 第三十一条  
第四号の土堤のこう配及び高さ

---

を通して火薬庫の外壁を見る  
ことができない構造となつて  
いることを、目視により検査する。

四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測

---

---

---

四の二 第三十  
一条第四号の  
二の土堤の高  
さ

---

既定の勾配を満たし  
ていることが目視又  
は図面により容易に  
判定できる場合に限  
り、目視又は図面に  
よる検査に替えるこ  
とができる。

四の二 土堤の高さを  
、卷尺その他の測定  
器具を用いた測定に  
より検査する。ただ  
し、当該測定におい

---

---

〔新設〕

---

定において、既定の  
こう配及び高さを満  
たしていることが目  
視又は図面により容  
易に判定できる場合  
に限り、目視又は図  
面による検査に替え  
ることができる。

〔新設〕

---

---

---

---

四の三 第三十  
一条第四号の  
三の土堤の頂  
部の厚さ

---

て、既定の高さを満  
たしていることが目  
視又は図面により容  
易に判定できる場合  
に限り、目視又は図  
面による検査に替え  
ることができる。

四の三 土堤の頂部の  
厚さを、巻尺その他  
の測定器具を用いた  
測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の

---

---

〔新設〕

---

〔新設〕

---

---

17 簡易土堤の基	第七号の土堤 の堤面	七 第三十一条 五・六 「略」
--------------	---------------	--------------------

査する。	況を、目視により検 査する。	七 土堤の崩壊を防止 するための措置の状 況を、目視により検 査する。	五・六 「略」 厚さを満たしている ことが目視又は図面 により容易に判定で きる場合に限り、目 視又は図面による検 査に替えることがで きる。
------	-------------------	--	--

17 簡易土堤の基	第七号の土堤 の堤面	七 第三十一条 五・六 「略」
--------------	---------------	--------------------

検査する。	の状況を目視により 検査する。	七 土堤の堤面の被覆 五・六 「略」
-------	--------------------	-----------------------

準

一 「略」

二 第三十一条

の二第一号の

簡易土堤の勾

配

一 「略」

二 簡易土堤の勾配を

、巻尺その他の測定

器具を用いた測定に

より検査する。ただ

し、当該測定におい

て、既定の勾配を満

たしていることが目

視又は図面により容

易に判定できる場合

に限り、目視又は図

面による検査に替え

準

一 「略」

二 第三十一条

の二第一号の

簡易土堤のこ

う配及び高さ

一 「略」

二 簡易土堤のこう配

及び高さを、巻尺そ

の他の測定器具を用

いた測定により検査

する。ただし、当該

測定において、既定

のこう配及び高さを

満たしていることが

目視又は図面により

容易に判定できる場

合に限り、目視又は

---

---

二の二 第三十

一条の二第一

号の二の簡易

土堤の高さ

ることができる。

二の二 簡易土堤の高

さを、巻尺その他の

測定器具を用いた測

定により検査する。

ただし、当該測定に

おいて、既定の高さ

を満たしていること

が目視又は図面によ

り容易に判定できる

場合に限り、目視又

は図面による検査に

〔新設〕

図面による検査に替

えることができる。

〔新設〕

二の三 第三十

一条の二第一

号の三の簡易

土堤の頂部の

厚さ

替えることができ  
る。

二の二 簡易土堤の頂

部の厚さを、巻尺そ

の他の測定器具を用

いた測定により検査

する。ただし、当該

測定において、既定

の厚さを満たしてい

ることが目視又は図

面により容易に判定

できる場合に限る、

目視又は図面による

〔新設〕

〔新設〕

18 「略」	部 簡易土堤の頂 の二第三号の 四 第三十一条	留 簡易土堤の土 の二第二号の 三 第三十一条	
18 「略」	により検査する。 造を、目視及び図面 雨水の浸入を防ぐ構 四 簡易土堤の頂部の	、目視又は図面によ 板及び支柱の材質を びに当該土留の側壁 三 簡易土堤の土留並	検査に替えることが できる。

18 「略」	土堤の頂部 の二第三号の 四 第三十一条	土堤の土留 の二第二号の 三 第三十一条	
18 「略」	り検査する。 、目視及び図面によ の浸入を防ぐ構造を 四 土堤の頂部の雨水	び支柱の材質を、目 視又は図面により検 査する。 三 土堤の土留並びに	

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 「略」 2 地上式一級火 薬庫の基準 一～四 「略」 五 第二十四条 第五号の火薬 庫の窓	1 「略」 一～四 「略」 五 火薬庫の窓の維持 管理状況を、目視、 凶面又は巻尺その他 の測定器具を用いた 測定により検査す る。
六 第二十四条	六 火薬庫の床につい

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 「略」 2 地上式一級火 薬庫の基準 一～四 「略」 五 第二十四条 第五号の火薬 庫の窓	1 「略」 一～四 「略」 五 火薬庫の窓の維持 管理状況を、目視に より検査する。
六 第二十四条	六 搬出入装置を有す

<p>七 第二十四条 第七号の火薬 庫の内面</p>	<p>第六号の地盤 面からの湿気 を防止するた めの措置</p>
------------------------------------	--

<p>七 火薬庫の内面の維 持管理状況を、目視 又は図面により検査</p>	<p>て、地盤面からの湿 気を防止するための 措置の維持管理状況 を、目視により検査 する。ただし、火薬 類が湿気により変質 するおそれがないこ とについては、目視 、図面又は記録によ り検査する。</p>
---	---

<p>七 第二十四条 第七号の搬出 入装置を有す</p>	<p>第六号の搬出 入装置を有す る火薬庫以外 の火薬庫の床 及び通気孔</p>
--------------------------------------	--

<p>七 搬出入装置を有す る火薬庫以外の火薬 庫の内面の維持管理</p>	<p>る火薬庫以外の火薬 庫の通気孔の維持管 理状況を、目視によ り検査する。</p>
---	---

七の二 第二十  
四号第七号の  
二の火薬庫の

する。ただし、火薬  
類の落下、衝突その  
他これらに類する事  
象による衝撃又は摩  
擦により当該火薬類  
が爆発し、又は発火  
するおそれがないこ  
とについては、目視  
、図面又は記録によ  
り検査する。  
七の二 火薬庫の床面  
の維持管理状況を、  
目視又は図面により

〔新設〕

る火薬庫以外  
の火薬庫の内  
面

〔新設〕

状況を、目視により  
検査する。

床面

八 第二十四条

第八号の火薬

庫の換気孔

九 第二十四条

第九号の火薬

庫の暖房設備

検査する。

八 火薬庫の換気孔の

維持管理状況を、目

視又は図面により検

査する。

九 火薬庫の暖房設備

により火薬類が爆発

し、又は発火するこ

とを防止するための

措置及び暖房設備の

燃焼しやすい物との

隔離の維持管理状況

を、目視又は図面に

八 第二十四条

第八号の火薬

庫の換気孔

九 第二十四条

第九号の火薬

庫の暖房装置

八 火薬庫の換気孔の

維持管理状況を、目

視により検査する。

九 暖房装置の熱源の

種類を、目視により

検査する。

<p>及び小屋組 火薬庫の屋根</p>	<p>十一 第二十四 条第十一号の</p>		<p>十 第二十四条 第十号の火薬 庫の照明設備</p>
<p>又は図面により検査 する。</p>	<p>十一 火薬庫の屋根の 外面及び小屋組の維 持管理状況を、目視</p>	<p>より検査する。 を、目視又は図面に 措置の維持管理状況 とを防止するための</p>	<p>より検査する。 十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための</p>
<p>組及び屋根</p>	<p>十一 第二十四 条第十一号の</p>		<p>十 第二十四条 第十号の火薬 庫の照明設備</p>
<p>及び図面により検査 する。</p>	<p>十一 火薬庫の小屋組 及び屋根の外面の維 持管理状況を、目視</p>		<p>り検査する。 十 照明設備の維持管 理状況を、目視によ</p>

十二・十三	略	十四 第二十四 条第十四号の 防火のための 措置及び消火 の活動のため に必要な措置 並びに警戒設 備	十二・十三	略	十四 防火のための措 置及び消火の活動の ために必要な措置並 びに警戒設備の維持 管理状況を、目視に より検査する。
十二・十三	略	十五 第二十四 条第十五号の 天井裏又は屋	十二・十三	略	十四 防火設備及び警 戒設備の維持管理状 況を、目視により検 査する。
十二・十三	略	十五 第二十四 条第十五号の 天井裏又は屋	十二・十三	略	十五 火薬庫の天井裏 又は屋根に講ずる盗 難を防止するための 盗難を防止す
十二・十三	略	十五 第二十四 条第十五号の 天井裏又は屋	十二・十三	略	十五 火薬庫の天井裏 又は屋根の盗難を防 止するための措置の

根に講ずる盗	十六 「略」	3 地上覆土式一 級火薬庫の基準
難を防止する ための措置		一 第二十四条 の二において 準用する第二 十四条第一号 、第六号から 第十号まで、 第十二号、第

措置の維持管理状況	十六 「略」	一 前項第一号、第六 号から第十号まで、 第十二号、第十四号 及び第十六号並びに 次項第五号及び第七 号に掲げる保安検査 の方法により検査を
を、目視により検査 する。		

るための措置	十六 「略」	3 地上覆土式一 級火薬庫の基準
		一 第二十四条 の二において 準用する第二 十四条第一号 、第四号、第 七号、第九号 、第十二号、

維持管理状況を、目	十六 「略」	一 前項第一号、第四 号、第七号、第九号 、第十二号、第十四 号及び第十六号並び に次項第七号及び第 八号に掲げる保安検 査の方法により検査
視により検査する。		

---

---

十四号及び第 十六号並びに 第二十五条第 四号及び第七 号に掲げる検 査項目	二・三 「略」	四 削除
---	------------	---------

---

	二・三 「略」	四 削除	行う。
--	------------	---------	-----

---

---

---

---

第十四号及び 第十六号並び に第二十五条 第七号及び第 八号に掲げる 検査項目	二・三 「略」	四 第二十四条 の二第三号の 搬出入装置を 有する火薬庫 以外の火薬庫 の床、通気孔
--	------------	--

---

	二・三 「略」	四 搬出入装置を有す る火薬庫以外の火薬 庫の通気孔及び換気 孔の維持管理状況を 、目視及び図面によ り検査する。	を行う。
--	------------	---	------

---

---

---

五 第二十四条

の二第四号及び  
第五号の火

薬庫の覆土

---

五 火薬庫の覆土の維

持管理状況を、目視  
により検査し、及び  
当該覆土の勾配及び  
厚さを、巻尺その他  
の測定器具を用いた  
測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の  
勾配及び厚さを満た  
していることが目視  
又は図面により容易

---

及び換気孔

五 第二十四条

の二第四号及  
び第五号の火

薬庫の覆土

---

五 火薬庫の覆土の維

持管理状況を、目視  
により検査し、及び  
当該覆土のこう配及  
び厚さを、巻尺その  
他の測定器具を用い  
た測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の  
こう配及び厚さを満  
たしていることが目  
視又は図面により容

4 地中式一級火	薬庫の基準	一 第二十五条 において準用 する第二十四 条第六号から 第七号の二ま で、第十号及 び第十六号に
-------------	-------	---

に判定できる場合に 限り、目視又は図面 による検査に替える ことができる。	一 第二項第六号から 第七号の二まで、第 十号及び第十六号に 掲げる保安検査の方 法により検査を行 う。
--	---

4 地中式一級火	薬庫の基準	一 第二十五条 において準用 する第二十四 条第七号及び 第十六号に掲 げる検査項目
-------------	-------	---

易に判定できる場合 に限り、目視又は図 面による検査に替え ることができる。	一 第二項第七号及び 第十六号に掲げる保 安検査の方法により 検査を行う。
---	--

掲げる検査項目	二〇七	「略」
目	二〇七	「略」
「削る」	「削る」	
5 地下式一級火薬庫の基準		
一 第二十五条の二において準用する第二十四条第六号から第七号の	一 第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる保安検査の方	
5 地下式一級火薬庫の基準		
一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行	
八 第二十五条第八号の火薬庫の照明設備	八 照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。	二〇七 「略」

二まで、第十号及び第十六号並びに第二十五条第四号に掲げる検査項目	二〇十 「略」	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一
----------------------------------	---------	---------------	---------------------------

法により検査を行う。	二〇十 「略」		一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号ま
------------	---------	--	---------------------------------------

並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	二〇十 「略」	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一
--------------------------	---------	---------------	---------------------------

う。	二〇十 「略」		一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第
----	---------	--	---------------------------------------

号、第四号、	第五号、第七	号、第七号の	二、第九号か	ら第十一号ま	で及び第十四	号から第十六	号までに掲げ	る検査項目	二 「略」	三及び四 削除	「削る」	
で及び第十四号から	第十六号までに掲げ	る保安検査の方法に	より検査を行う。						二 「略」	三及び四 削除	「削る」	
号、第四号、	第五号、第七	号、第九号、	第十号及び第	十四号から第	十六号までに	掲げる検査項	目		二 「略」	三 削除	四 第二十六条	第一項第一号
十六号までに掲げる	保安検査の方法によ	り検査を行う。							二 「略」	三 削除	四 火薬庫の小屋組及	び屋根の外面の維持

五〇七	〔略〕	7 地中式二級火 薬庫の基準	一 第二十六条 第二項におい て準用する第 二十四条第七 号、第七号の 二、第十号及 び第十六号並
-----	-----	----------------------	---

五〇七	〔略〕	一 第二項第七号、第 七号の二、第十号及 び第十六号並びに第 四項第六号に掲げる 保安検査の方法によ り検査を行う。
-----	-----	---

五〇七	〔略〕	7 地中式二級火 薬庫の基準	一 第二十六条 第二項におい て準用する第 二十四条第七 号及び第十六 号並びに第二 十五条第六号
-----	-----	----------------------	---

五〇七	〔略〕	の二の火薬庫 の小屋組及び 屋根 管理状況を、目視に より検査する。	一 第二項第七号及び 第十六号並びに第四 項第六号及び第八号 に掲げる保安検査の 方法により検査を行 う。
-----	-----	--	--

<p>びに第二十五 条第六号に掲 げる検査項目</p> <p>二 第二十六条 第二項第一号 の火薬庫の構 造</p> <p>三 第二十六条 第二項第二号 の穴を掘つて 設けられた火 薬庫</p>	
---	--

<p>二 火薬庫に講ずる盗 難を防止するため 措置の維持管理状 況を、目視により検 査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘つて設けられた 火薬庫の維持管理状 況を、目視により検</p>	
--	--

<p>及び第八号に 掲げる検査項 目</p> <p>二 第二十六条 第二項第一号 の火薬庫の構 造</p> <p>三 第二十六条 第二項第二号 の穴を掘つて 設けられた火 薬庫</p>	
--	--

<p>二 火薬庫の盗難を防 ぐ構造の維持管理状 況を、目視により検 査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘つて設けられた 火薬庫の維持管理状 況を、目視により検</p>	
--	--

二 〔略〕	<p>8 地上式三級火 薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条 第一項において 準用する第 二十四条第四 号から第十一 号まで、第十 五号及び第十 六号に掲げる 検査項目</p>
----------	--

二 〔略〕	<p>査する。</p> <p>一 第二項第四号から 第十一号まで、第十 五号及び第十六号に 掲げる保安検査の方 法により検査を行 う。</p>
----------	---

二 〔略〕	<p>8 地上式三級火 薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条 第一項において 準用する第 二十四条第四 号から第十号 まで、第十五 号及び第十六 号に掲げる検 査項目</p>
----------	---

二 〔略〕	<p>査する。</p> <p>一 第二項第四号から 第十号まで、第十五 号及び第十六号に掲 げる保安検査の方法 により検査を行う。</p>
----------	---

<p>9 地中式三級火 薬庫の基準</p>	<p>六 「略」</p>	<p>口</p>	<p>の火薬庫の入</p>	<p>第一項第四号</p>	<p>五 第二十七条</p>	<p>四 「略」</p>	<p>三 削除</p>
	<p>六 「略」</p>	<p>により検査する。</p>	<p>持管理状況を、目視</p>	<p>必要措置措置の維</p>	<p>五 火薬庫の入口及び</p>	<p>四 「略」</p>	<p>三 削除</p>
<p>9 地中式三級火 薬庫の基準</p>	<p>六 「略」</p>	<p>口</p>	<p>の火薬庫の入</p>	<p>第一項第四号</p>	<p>五 第二十七条</p>	<p>四 「略」</p>	<p>三 第二十七条</p>
	<p>六 「略」</p>	<p>検査する。</p>	<p>状況を、目視により</p>	<p>注水設備の維持管理</p>	<p>五 火薬庫の入口及び</p>	<p>四 「略」</p>	<p>三 火薬庫の小屋組及び</p>
						<p>屋組及び屋根</p>	<p>第一項第二号</p>
						<p>の火薬庫の小</p>	<p>火薬庫の小屋組及び</p>
						<p>屋組及び屋根</p>	<p>火薬庫の小屋組及び</p>
						<p>を、目視により検査する。</p>	<p>火薬庫の小屋組及び</p>
						<p>を、目視により検査する。</p>	<p>火薬庫の小屋組及び</p>

一 第二十七条	第二項において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げ
---------	--

一 第二項第六号から	第七号の二まで及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
------------	--

一 第二十七条	第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目
---------	--

一 第二項第七号及び	第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
------------	---

る検査項目	二・三 [略]	二・三 [略]
10 水蓄火薬庫の	基準	10 水蓄火薬庫の
一 [略]	一 [略]	一 [略]
二 第二十七条	二 火薬庫の屋根の維 持管理状況を、目視	二 第二十七条
の二第二号の	又は図面により検査	の二第二号の
火薬庫の屋根	する。	火薬庫の屋根
三 [略]	三 [略]	三 [略]
四 第二十七条	四 火薬庫が流失する	四 第二十七条
の二第四号の	ことを防止するため	の二第四号の
火薬類が流失	の措置の維持管理状	火薬庫の流出
の二第四号の	の措置の維持管理状	の二第四号の
火薬類が流失	の措置の維持管理状	火薬庫の流出
の二第四号の	の措置の維持管理状	の二第四号の
火薬類が流失	の措置の維持管理状	火薬庫の流出

<p>11 横穴式水蓄火 薬庫の基準</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 第二十七条 の三第二号の 火薬庫の前面 の擁壁</p> <p>四 第二十七条 の三第三号の</p>	<p>することを防 止するための 措置</p>
--	---------------------------------

<p>一・二 「略」</p> <p>三 火薬庫の前面の擁 壁の維持管理状況 、目視により検査す る。</p> <p>四 火薬庫の前面の擁 壁に設けられた出入</p>	<p>況を、目視又は図面 により検査する。</p>
--	-------------------------------

<p>11 横穴式水蓄火 薬庫の基準</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 第二十七条 の三第二号の 火薬庫の前面 のよう壁</p> <p>四 第二十七条 の三第三号の</p>	<p>口等</p>
---	-----------

<p>一・二 「略」</p> <p>三 火薬庫の前面のよ う壁の維持管理状況 を、目視により検査 する。</p> <p>四 火薬庫の前面のよ う壁に設けられた出</p>	<p>出口に設置されてい る沈殿槽の維持管理 状況を、目視及び図 面により検査する。</p>
--	--

一	第二十七条	基準	12	実包火薬庫の 置	火薬庫の前面 の擁壁の出入 口
---	-------	----	----	-------------	-----------------------

五	第二十七条	の三第四号の 火薬庫に講ず る盗難を防止 するための措 置	五	火薬庫の出入口に 講ずる盗難を防止す るための措置の維持 管理状況を、目視に より検査する。	口の水漏れを防ぐ措 置の維持管理状況を 、目視により検査す る。
---	-------	---	---	--	---

一	第二十七条	基準	12	実包火薬庫の 防止の措置	火薬庫の前面 のよう壁の出 入口
---	-------	----	----	-----------------	------------------------

五	第二十七条	の三第四号の 火薬庫の盗難 防止の措置	五	火薬庫の出入口の 維持管理状況を、目 視により検査する。	入口の水もれを防ぐ 措置の維持管理状況 を、目視により検査 する。
---	-------	---------------------------	---	------------------------------------	--

の四第一項の 基準	イ ハ	「略」	「削る」	二 第二十七條 の四第二項の 基準
--------------	--------	-----	------	----------------------------

	イ ハ	「略」	「削る」	
--	--------	-----	------	--

の四第一項の 基準	イ ハ	「略」	二 第二十七條 の四第一 項第三号の 火薬庫の外 部の点灯設 備	二 第二十七條 の四第二項の 基準
--------------	--------	-----	--	----------------------------

	イ ハ	「略」	二 火薬庫の外 部の点灯設 備の維持管 理状況を、目 視により検査 する。	
--	--------	-----	---	--

---

イ 第二十七  
条の四第二  
項において  
準用する第  
二十四条第  
一号、第二  
号、第四号  
、第六号か  
ら第十号ま  
で及び第十  
六号に掲げ  
る検査項目

---

イ 第二項第一号、  
第二号、第四号、  
第六号から第十号  
まで及び第十六号  
に掲げる保安検査  
の方法により検査  
を行う。

---

---

イ 第二十七  
条の四第二  
項において  
準用する第  
二十四条第  
一号、第二  
号、第四号  
、第六号か  
ら第十号ま  
で及び第十  
六号並びに  
第二十七条  
の四第一項

---

イ 第二項第一号、  
第二号、第四号、  
第六号から第十号  
まで及び第十六号  
並びに前号二に掲  
げる保安検査の方  
法により検査を行  
う。

---

13	煙火火薬庫の	「	ロくホ	「略
基準	一 第二十八条			
	において準用			
	する第二十四			
	条第一号、第			
	四号から第十			
	二号まで及び			

			ロくホ	「略
	一 第二項第一号、第			
	四号から第十二号ま			
	で及び第十四号に掲			
	げる保安検査の方法			
	により検査を行う。			

13	煙火火薬庫の	「	ロくホ	「略	第三号に掲
基準	一 第二十八条				げる検査項
	において準用				目
	する第二十四				
	条第一号、第				
	七号から第十				
	二号まで及び				

			ロくホ	「略
	一 第二項第一号、第			
	七号から第十二号ま			
	で及び第十四号に掲			
	げる保安検査の方法			
	により検査を行う。			

14	がん具煙火貯	六 〔略〕	五 削除	四 〔略〕	三 削除	二 〔略〕	第十四号に掲 げる検査項目
----	--------	----------	---------	----------	---------	----------	------------------

		六 〔略〕	五 削除	四 〔略〕	三 削除	二 〔略〕	
--	--	----------	---------	----------	---------	----------	--

14	がん具煙火貯	六 〔略〕	五 第二十八条 第三号の火薬 庫の通気孔	四 〔略〕	三 第二十八条 第一号の二の 火薬庫の入口 の扉	二 〔略〕	第十四号に掲 げる検査項目
----	--------	----------	-------------------------------	----------	--------------------------------------	----------	------------------

		六 〔略〕	五 通気孔の維持管理 状況を、目視により 検査する。	四 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉 の維持管理状況を、 目視により検査す る。	二 〔略〕	
--	--	----------	-------------------------------------	----------	--	----------	--

蔵庫及び導火線 庫の基準	一 「略」	二 第二十九条 第一号の「がん 具煙火貯蔵庫 又は導火線庫 の構造	三 第二十九条 第二号の「がん 具煙火貯蔵庫 又は導火線庫 の入口の扉
-----------------	-------	---	---

	一 「略」	二 「がん具煙火貯蔵庫 又は導火線庫」の維持 管理状況を、目視又 は「図面」により検査す る。	三 「がん具煙火貯蔵庫 又は導火線庫」の入口 の扉の維持管理状況 を、目視又は「図面」 により検査する。
--	-------	---	--

蔵庫及び導火線 庫の基準	一 「略」	二 第二十九条 第一号の「貯蔵 庫」の構造	三 第二十九条 第二号の「貯蔵 庫」の入口の扉
-----------------	-------	-----------------------------	-------------------------------

	一 「略」	二 「がん具煙火貯蔵庫 の維持管理状況を、 目視」により検査す る。	三 「がん具煙火貯蔵庫 の入口の扉」の維持管 理状況を、目視によ り検査する。
--	-------	---	--

15 「略」	16 土堤の基準	一 第三十一条 第一号の土堤 の内面の堤脚 から火薬庫、 爆発の危険の ある工室又は 火薬類一時置 場の本屋の外 壁までの距離
15 「略」	15 一 内面の堤脚から火 薬庫、爆発の危険の ある工室又は火薬類 一時置場の本屋の外 壁までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし ていることが目視に	一 内面の堤脚から火 薬庫、爆発の危険の ある工室又は火薬類 一時置場の本屋の外 壁までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし ていることが目視に
15 「略」	16 土堤の基準	一 第三十一条 第一号の土堤 の内面の堤脚 から火薬庫ま での距離
15 「略」	15 一 内面の堤脚から火 薬庫の外壁までの距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が目視により容易に 判定できる場合に限 り、目視による検査	一 内面の堤脚から火 薬庫の外壁までの距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が目視により容易に 判定できる場合に限 り、目視による検査

---

二・三 「略」

四 第三十一条  
第四号の土堤  
の勾配

---

より容易に判定でき  
る場合に限り、目視  
による検査に替える  
ことができる。

二・三 「略」

四 土堤の勾配を、巻  
尺その他の測定器具  
を用いた測定により  
検査する。ただし、  
当該測定において、  
既定の勾配を満たし  
ていることが目視又  
は図面により容易に

---

二・三 「略」

四 第三十一条  
第四号の土堤  
のこう配及び  
高さ

---

に替えることができ  
る。

二・三 「略」

四 土堤のこう配及び  
高さを、巻尺その他  
の測定器具を用いた  
測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の  
こう配及び高さを満  
たしていることが目

---

---

判定できる場合に限  
り、目視又は図面に  
よる検査に替えるこ  
とができる。

四の二 第三十

一条第四号の

二の土堤の高

さ

四の二 土堤の高さを

、巻尺その他の測定  
器具を用いた測定に  
より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の高さを満  
たしていることが目  
視又は図面により容

〔新設〕

〔新設〕

視又は図面により容  
易に判定できる場合  
に限り、目視又は図  
面による検査に替え  
ることができる。

---

---

四の三 第三十

一条第四号の

三の土堤の頂

部の厚さ

---

易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の三 土堤の頂部の

厚さを、巻尺その他の

の測定器具を用いた

測定により検査す

る。ただし、当該測

定において、既定の

厚さを満たしている

ことが目視又は図面

により容易に判定で

---

---

〔新設〕

〔新設〕

---

---

二	第三十一条	一	〔略〕	五・六	〔略〕	七	第三十一条	第七号の土堤	の堤面
---	-------	---	-----	-----	-----	---	-------	--------	-----

二	簡易土堤の勾配を	一	〔略〕	五・六	〔略〕	七	土堤の崩壊を防止	するための措置の維	持管理状況を、目視	により検査する。	きる場合に限り、目	視又は図面による検	査に替えることがで	きる。
---	----------	---	-----	-----	-----	---	----------	-----------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----

二	第三十一条	一	〔略〕	五・六	〔略〕	七	第三十一条	第七号の土堤	の堤面
---	-------	---	-----	-----	-----	---	-------	--------	-----

二	簡易土堤のこう配	一	〔略〕	五・六	〔略〕	七	土堤の堤面の被覆	の維持管理状況を目	視により検査する。
---	----------	---	-----	-----	-----	---	----------	-----------	-----------

の二第一号の  
簡易土堤の勾  
配

二の二  
第三十

、巻尺その他の測定  
器具を用いた測定に  
より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の勾配を満  
たしていることが目  
視又は図面により容  
易に判定できる場合  
に限り、目視又は図  
面による検査に替え  
ることができる。

二の二  
簡易土堤の高

の二第一号の  
簡易土堤のこ  
う配及び高さ

〔新設〕

及び高さを、巻尺そ  
他の測定器具を用  
いた測定により検査  
する。ただし、当該  
測定において、既定  
のこう配及び高さを  
満たしていることが  
目視又は図面により  
容易に判定できる場  
合に限り、目視又は  
図面による検査に替  
えることができる。

〔新設〕

---

---

二の三  
第三十

一条の二第一  
号の二の簡易  
土堤の高さ

二の三  
土堤の頂部の

さを、巻尺その他の  
測定器具を用いた測  
定により検査する。  
ただし、当該測定に  
おいて、既定の高さ  
を満たしていること  
が目視又は図面によ  
り容易に判定できる  
場合に限り、目視又  
は図面による検査に  
替えることができ  
る。

---

〔新設〕

---

〔新設〕

---

---

---

三 第三十一条

---

一条の二第一  
号の三の簡易  
土堤の頂部の  
厚さ

---

三 簡易土堤の土留並

厚さを、巻尺その他  
の測定器具を用いた  
測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の  
厚さを満たしている  
ことが目視又は図面  
により容易に判定で  
きる場合に限り、目  
視又は図面による検  
査に替えることがで  
きる。

---

三 第三十一条

---

三 土堤の土留並びに

---

附則

備考 表中の「」は注記である。

18  
 「略」  
 部  
 簡易土堤の頂  
 の二第三号の  
 四 第三十一条

18  
 「略」  
 視により検査する。  
 維持管理状況を、目  
 視により検査する。  
 四 簡易土堤の頂部の  
 り検査する。  
 理状況を、目視によ  
 板及び支柱の維持管  
 びに当該土留の側壁

18  
 「略」  
 土堤の頂部  
 の二第三号の  
 四 第三十一条

18  
 「略」  
 より検査する。  
 管理状況を、目視に  
 四 土堤の頂部の維持  
 況を、目視により検  
 査する。  
 び支柱の維持管理状  
 当該土留の側壁板及

この省令は、令和 年 月 日から施行する。